

○富士河口湖町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年3月31日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士河口湖町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年富士河口湖町条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第2条第1項の規定による指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- (1) 申込資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理にかかる収支計画書
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款、寄付行為等その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (5) 人でない団体であつては、役員等の氏名及び住所を記載した書類
- (6) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (7) その他町長が別に定める書類

(選定結果の通知)

第3条 条例第5条の規定による通知は様式第2号によるものとする。

(変更の届出)

第4条 条例第13条の変更の届出は様式第3号によるものとする。

(教育委員会への適用)

第5条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、「町長」とあるのは「教育委員会」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

富士河口湖町長 様

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

次の施設の指定管理者の指定を受けたいので、富士河口湖町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項の規定により、必要書類を添えて申請します。

1 施設名

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

候補者 様

富士河口湖町長 印

指定管理者募集に係る候補者選定結果通知

公の施設の指定管理者に係る申請について、審査を行いましたので次のとおり結果を通知します。

- 1 施設名
- 2 選定結果
- 3 理由

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

富士河口湖町長 様

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者変更届

次のとおり変更があったので、富士河口湖町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第13条の規定により、必要書類を添えて届出をします。

1 変更内容

施設名

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項における添付書類名